

慶應義塾大学学術情報リポジトリ  
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	大分県監獄事件取調書(明治十六年) : 続・明治法制史料雑纂(六)
Sub Title	A fact-finding report on the Ōita Prison, 1883
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.10 (1965. 10), p.97- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19651015-0097">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19651015-0097</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 資料

## 大分県監獄事件取調書

(明治十六年)

続・明治法制史料雑纂(六)

手塚 豊

ここに紹介する「大分県監獄事件取調書」は、義塾法学部研究室に所蔵されている村田保文書の一冊であり、大分県十三行野紙八枚に淨書された（別に附表十五枚）ものである。その内容は、明治十六年四月現在の大分県監獄の状況を、当時同県監獄の責任者であつた副典獄甲斐喜一郎から内務省内局別房長村田保（内務大書記官）宛に提出した報告書である。

ところもあるが、他方、ほとんど旧記録が湮滅してしまつた監獄もある。<sup>(4)</sup> <sup>(5)</sup> 辻氏の前掲書にも大分県監獄関係のものはほとんど引用されていない。「大分県監獄事件取調書」を、明治時代行刑史の珍重すべき一史料としてここに覆刻、発表する所以である。

この取調書が作成された明治十六年当時、大分県では、監獄本署が大分に置かれ、支所が中津、竹田、杵築、豆田、佐伯（中津以外は、明治二十六年三月廢止）に設けられていた。未決監は、大分にあつたが、監獄本署とは離れていた。<sup>(6)</sup> 大分監獄は明治十一年、中津監獄は同十六年、それぞれ新築されたものである。<sup>(7)</sup> その他の支所の建物は、おそらく藩政時代からのものを利用していたものと思われるが、詳細はわからない。

これら監獄の規模、構造などについては、取調書は全くふれていないので、その詳細を知ることはできないが、已決囚、未決囚合わせて七三三人であることと、「囚人老人ニ付畠ノ割合」が「六合三

勾充才余<sup>9</sup>とあることから逆算して、囚人の居住面積は、本署、支所、未決監全部を合わせても二三〇坪内外にすぎず、きわめて小規模の建築であつたと推定される。これに反して、行刑職員の数はかなり多い。看守以上の職員は、囚人六・三人について一人、全行刑職員は囚人二・一人について一人の割合である。当時、全国監獄の平均は、前者が一二・一人について一人、後者は五・四人について一人であつた。

この取調書でとくに注意を惹くのは、全受刑者の犯罪別、動機別、分類と、累犯者に関する詳しい調査である。こうした調査は、当時、他の監獄においても行われたのかも知れないが、すくなくとも現存する資料としては、稀有のものといえよう。

そのほか、この取調書は、不完全な行刑設備、過剰拘禁、内役外役の不足、逃走者の統発、衛生状態の不良等、明治十代中期におけるわが行刑制度の一一般的傾向が、大分県においても存在したこと、如実に示している。

(1) 「事件」という言葉は「事情」という意味に使用されたものと思われる。

(2) 甲斐喜一郎は、明治十五年七月「官員録」によると「書記兼看守長」として在職するが(二九七枚表)、同十六年五月「官員録」では

「副典獄」に昇任している(三〇一枚裏)。当時、大分県では典獄の地位は空席であった。したがつて、副典獄が監獄の責任者である。

(3) 明治十六年五月・前掲官員録・二九枚裏。村田は明治十六年一月

以降、福岡、長崎、熊本、鹿児島、大分の各県を巡回視察したから「村田水産翁伝」(三頁)、その際、大分県で提出をうけたのである。因みに、内務省内局別房は、明治十六年(月日不明)に主として法律書翻訳のため設けられたものであるが、同十七年八月四日に廃止された(内務省ヨリ各局課へ達)、「法規分類大全」第一輯・官職門第二冊・内務省(1)・一八一頁)。

(4) 筆者未見であるが、「徳島監獄沿革史」(明治三十七年)、「広島監獄沿革史」(明治二十一年)、「前橋監獄沿革史」(刊年不詳)の類である(辻敬助「日本近世行刑史稿」上巻凡例六頁、下巻九五頁)。辻氏は引用しておられないが、義塾法学部研究室には「山口監獄沿革誌」(明治四十四年)を所蔵している。他にも類書の存在が考えられる。

(5) 戦前でも文書を破棄したところがすくなくなかつたようであるが、戦後はとくに戦災の影響が著しい。

(6) 本願寺編「日本監獄教説史」下巻・一六四五頁、一六五七頁。

(7) 辻・前掲行刑史稿・下巻・五六六頁。

(8) 佐伯は旧佐伯藩領、杵築は旧杵築藩領、竹田は旧岡藩領、豆田は旧幕府天領である(篠田九万太「大分県新誌」・一三頁旧藩領域図参照)。

(9) 摘稿「明治二十年・罪石事件の一考察」本誌第三八卷五号・四六頁掲載の図表参照。

(10) 前掲摘稿・四三頁以下。

○

前註

(1) ゴチは原文の朱書き示す。

(2) 附表の中には、印刷の都合上、若干形式を変えたものがある

(例えは縦の表を横の表にし、また、一、二、三の字体を1, 2, 3, とするなど)。

(3) □□は、汚損または虫喰のため不明の文字である。

監獄事件取調書出来候ニ付別紙進呈候也

明治十六年四月八日

大分県監獄本署

副典獄 甲斐喜一郎

内務大書記官 村田保殿

大分県監獄事件取調書（表紙の題名—手塚註）

監獄署

署員ノ数

監獄本支署吏員配置並四月一日ノ現員第壹表ノ如シ

犯罪者ノ数及ヒ犯罪種類附携児

本署未決囚ノ員数並ニ男女区別族籍年齢及ヒ携児ノ員数等第

一二三四五表ノ如シ

犯罪ノ原因

本署在監已決囚犯罪ノ起因ヲ原スルニ其詳細ハ第六表ノ如シ但シ多クハ教育ナキ者而已ナリ

再犯ノ有無及初犯放免ヨリ再犯迄ノ年限

本署在監囚ノ内再犯以上ノ者及ヒ初犯ヨリノ年限ハ第七表ノ如シ但シ新法実施後ノ犯罪ニ係ル

仮出獄ノ有無

本年中仮出獄ヲ許サレタル者式名内壹名ハ刑期七年ニシテ他ノ壹名ハ五年囚ナリ

囚人破獄ノ景況

明治十五年ヨリ本年一月迄已決囚逃走セシモノ十三人其詳ハ左ノ如シ

明治十五年五月三日重禁錮四年ノ囚壹名外役先ヨリ同月廿七日モ同四年囚壹名外役先ヨリ同年六月十五日同二年三月ノ囚壹名外役先ヨリ同月十八日懲役終身ノ囚壹名同七年ノ囚壹名破獄同年七月十四日同終身ノ囚壹名同九年三百三十日ノ囚壹名脱監同年八月三十一日同十年囚壹名同七年ノ囚壹名外役先ヨリ同年九月八日重禁錮八月ノ囚壹名外役先ヨリ同年九月十九日懲役十年ノ囚壹名脱監同年十月三日同十年ノ囚壹名破獄同十六年一月廿九日同終身ノ囚壹名脱監逃走セリ而シテ此内六人ハ已ニ就縛其他數次破獄ヲ企テシモノアリト雖モ皆未然ニ發覚セリ

獄則違反者ノ景況

本年一月以降三月マテ本署ニ於テ獄則違反ノ者处罚セシ惣數十六人（一月中十八人二月中十九人三月中廿九人）内男六十二人ニシテ女四人ナリ而シテ該犯則タルヤ賭博類似ノ遊戯ヲナシタル者ト吸煙セシモノ最モ多シトス且ツ金錢包藏外役先ニテ食物ヲ貰ヒ受ケテ包藏シ又ハ

逃走ノ隠謀ヲ為シタル者等ニシテ其他詳細ハ第八表ノ如シ

#### 囚人食料品ノ件

囚人ノ飯糧ハ成規ニ照ラシ米四歩麦六歩ヲ給ス菜ハ一日老人奄  
錢五厘以下ヲ目的トシ朝味噌汁ニ當時ノ野菜ヲ交ヘ昼ハ漬物ノ  
類夕ハ魚肉牛肉等ノ内ニ野菜ヲ交エ之ヲ給ス

#### 囚人工業ノ景況

本署已決在監人定役ニ服スルモノ重輕囚合セテ五百三十一人内

伝告者五人誘工者七人ニシテ米麦精業三十二人紙漉工五十二人

木工十五人竹細工廿七人瓦工五人櫛工二人下駄工二人曇工二人

看病夫三人炊夫十四人理髮業十一人団扇工二人刻莫十五人即今休業

索綱工二百八拾人女囚十六人洗濯等ニ從事セシム雜工三十三人内青蓮打十五人因衣木綿染二十八人雜甲類及彫刻細工八人ナリ而シテ其收ムル処ノ雇錢一日十二人

一人ノ平均五錢九厘乃至六錢五厘ニ当ル木工瓦工曇工雜工ノ如

キハ注文品而已ヲ製作シ其他紙漉竹細工下駄曇甲類ノ製品即

今壳捌ケ難キヲ以テ貯藏セリト雖モ時季ヲ計リ売却ノ見込ナリ

又索綱工ノ如キハ常ニ二百八十人内外ヲ役シ隨テ製造品數万束

ニ及ヒ壳捌且素品買入等ニ困難スト雖モ外役事業歟ク且ツ外ニ

事業ノ見込相立難シ

#### 病囚ノ多少及其原因

本年一月ヨリ三月マテ已決囚ノ疾病ニ罹リシ者都テ四百三十四

人一月中百三十五人二月中百四十五人中百五十五人ニシテ其病症並ニ原因ハ第九表ノ如シ

#### 定役ニ服スル囚人ノ賃金及給与高

本年三月中定役ニ服スル囚徒ノ賃金七百九拾老円四拾錢八厘ニ

シテ其内給与セシ高ハ金八拾六円九拾老錢老厘ナリ

#### 監獄費中地方税ト工業賃金ノ割合

十五年度上半季ノ地方税支弁高ト同季工業雇錢ノ内成規ニ依リ

下給スル雇錢ヲ除キタルモノトヲ以テ割合ヲ為ス左ノ如シ

金三千六百六拾五円拾老錢七厘雇錢

金六千八百四拾七円六錢八厘支払高

他ニ上半季ニ編入スヘキモノニシテ都合ニ依リ翌季ヘ操越ノ分

アレトモ現ニ収入セシ金額ヲ掲ク依テ年度ノ結算ニ至レハ幾分

ノ割合増額ヲ見ルヘシ參照ノ為メ十四年度ノ割合ヲ左ニ

金萬三百武拾武円九拾老錢八厘雇錢並工業潤益金

内金九千五百五拾參円貳拾錢四厘雇工錢

金七百六拾九円七拾老錢四厘工業潤益金

金萬五千參百七拾四円四拾老錢(1)支払高六步七厘ニ當ル

#### 囚人奄人ニ付曇ノ割合

奄人当リ曇六合三勺老才余

貧困者糊口ノ為メ入獄ヲ望ムモノ有無

右ハ絶テナシ

#### 定役時間

監獄則ノ通執行

刑期後留置人ノ有無

刑法附則第三十二条ニ基キ懲治場ニ留置シタル者第十表ノ如シ

輕重罪ヲ区分スルヤ否

可成区分スル見込ナレトモ獄舎狭隘ニシテ悉ク区分スル能ハス

閑室ノ設ケアリヤ否

武ケノ設ケアリ

閑室入ニ処セラレタル者ノ員數  
本年一月ヨリ三月マテ八人ナリ

監獄費ノ事

監獄費ハ県会ニ附シ議決スル処ノ予算並ニ国庫費支弁ニ属スル

予算ニ基キ之カ支払ヲ為セリ即チ十五年上半季分実費支出高ヲ

掲タル左ノ如シ

金壹万九千八百七拾貳円五拾壹錢六厘

内

金武百七円四拾六錢五厘

俸給

内 國庫費 地方稅

金六千貳拾三円拾四錢三厘

雜給

國庫費 地方稅

金四百四拾五円七拾五錢四厘

國庫費 地方稅

金五千五百七拾七円三拾八錢九厘

國庫費 地方稅

金千六百四拾六円五拾三錢七厘

序費

國庫費 地方稅

金五百七拾三円六拾貳錢五厘

未決囚諸費

但地方稅

金七千五百三拾五円三錢五厘

已決囚諸費

國庫費 地方稅

金六百八拾七円九拾六錢七厘

監獄建築修繕費

國庫費 地方稅

金拾七円五拾七錢九厘

監獄事件取調書

小計	使丁	女監取締	押丁	授業手	医師	教誨師	監獄雇	準御等用外掛	等外	看守	準御判用任掛	看守長	書記	副典獄	職名	
															署名	署名
一一八	一二	二	四八	二	一	一	七	二	九	二九	一	一	二	一	署本監	監署
三四	六		一四		一			一	一	一〇		一			監決	未同
四三	六		二二		一			二	一	二					署支津	中
二八	五		二三		二		一		一	六			一		署支田竹	
九	二		二		一					四					署支策	
八	二		三		一					二					署支田豆	
七	二		二		一					二					署支伯佐	
三四七	三五	二	一〇二	二	八	一	八	五	一二	六四	一	二	四		計合	

第壹表  
監獄署

大分県監獄事件取調書

第三表 四月一日ノ調査ニ係ル

員人		囚決已		員人		囚決已		監決未		士族籍	
1	男	以十二上歳	年	347	男	初犯	犯	9	男	以十六上歳	年
0	女	以十六上歳		13	女	再犯		1	女	以二十上歳	
10	男	以二十一上歳		70	男			62	男	以三十上歳	
2	女	以二十一上歳		2	女			1	女	以四十上歳	齡
207	男	以三十上歳		120	男	以三上犯		54	男	以五十上歳	
6	女	以三十上歳		1	女			32	男	以六十上歳	
188	男	以四十上歳		537	男	合計		0	女	男	
5	女	以五十上歳		16	女			13	女	女	
95	男	以五十上歳		0	男	華族	族	7	男	男	
2	女	以五十上歳		0	女			0	女	女	
25	男	以六十上歳		7	男	士族		530	男	平	
1	女	以六十上歳		0	女			16	女	民	
11	男	以六十上歳		537	男	合		177	男	合	
0	女	以六十上歳		16	女	計		0	女	計	
537	男	合									
16	女	計									

第三表 四月一日ノ調査ニ係ル

人員		携児	
1	男	越十五年ヨリ	
0	女		
1	男	入監十六年自三月	
0	女		
2	男	出監十六年自三月	
0	女		
0	男	日現実十六年四月一	
0	女		

手塚註 「現行刑」とあるは、明治十五年刑法による受刑者、「旧刑法」とあるは、新律綱領、改定律例等による明治十四年以前からの受刑者のことである。

員受旧刑	員受現刑	罪囚質徒
0	1	男 罪対皇室ニ
0	0	女
30	4	男 罪害静謐ヲ
0	1	女
6	5	男 罪害信用スルヲ
0	2	女
9	86	男 罪害風俗スルヲ
1	1	女
19	37	男 罪対身体ニ
4	0	女
175	165	男 罪対財産スルニ
3	4	女
239	298	男 小計
8	8	女
537	男	合計
16	女	

第四表 四月一日ノ調査ニ係ル

第六表 四月一日ノ調査ニ係ル

罪名	原因	人員	小計
不敬ノ罪	一時血氣ニ乘シナシタル者	一	一
兎徒聚衆	公租民費取返ノ為メナシタル者	二	二
匿罪人	兼テ懇意ノ為メナシタル者	一	一
監視規則ニ違フ者	規則ヲ龐略ニスルヨリ生シタル者	五	五
並偽造宝貨	困窮ノ為メナシタル者	九	九
並偽印証罪	困窮ニテ父母ノ養に困リナス者	八	八
強姦	懶惰ニテ生活ニ苦シミナス者	三	三
強姦	他人ノ強誘ニヨリナス者	一	一
賭博	懶惰ヨリシテ之ヲ行フタル者	四	四
犯姦	飲酒ノ末行フタル者	三	三
富鐵ヲ購フ者	無産業ニテ生活ニ苦シミ行フ者	三	三
略売人	飲酒ノ末不図行フタル者	二	二
謀殺父母	姦夫ニ進メラレナシタル者	二	二
相続サセ呉レナルヨリナス者	姦夫ヨリ生シタル者	一	一
一	一	二	二
四	二	三	八
			八

監守盜	故殺	殴打	殴創
私慾ニ蔽ハレナシタル者	父祖父母	犯姦ノ為メナシタル者	飲酒ノ末ナシタル者
己レノ自儘ナラナルヨリナシタル者	殴告	妻ノ寄気ヲ言フヲ打ツ者	自分ノ品ヲ持チ逃去ルヲ□□□ツ者
父痴癪トナリ看護ニ苦シムヨリ為ス者	殴夫	馬ノ引様ニ対争論を生シナス者	他人ノ喧嘩ニ中裁シ罵言ヲ受ケナス者
相続サセ呉レナルヨリナス者	殴婦	酔染ノ女ヲ匿サレタル□□為ス者	他ノ引様ニ對争論を生シナス者
一	一	一	一
四	二	三	八
			八

## 大分県監獄事件取調書

一〇四 (二三八六)

詐欺取財	雇人盜	窃盜	強盜	常人盜
酒色ニ耽リナシタル者	私慾ニ蔽ハレ為ミニナス者	博戯ニヨリ負債償却ノ為ミニナス者	懶惰ニシテ仕事ヲ好マサルヨリナス者	困窮ヨリナシタル者
商業ニ損亡シ為ミニナス者	私慾ニ耽リナシタル者	他人ヲ救助スル為ミニナシタル者	人ノ進メニヨリナシタル者	貧窮ノ為ミニナシタル者
一五	一五七	一	一七	一
			二〇八	三〇
一五	一五七	一		一

合計	漂流物ヲ得テ官ニ	受寄財産ヲ費消ス	放火	家資分散ニ関スル者	常人盜
	酒費ニ充テノ為不図之ヲ取ル者	私慾ニ蔽ハレ不良心ヲ為スモノ	窃盜ヲ為サン為ミニシタル者	貧窮ノ代リニ受クル者	懶惰ニヨリナシタル者
五五三	一	二	一	一九	一
五五三	一	四	一七	三	一
五五三					一七

第七表

火器ヲ弄ス答十	十二年月不詳	詐称官懲役五十日	十三年十一月	詐欺取財同四月十五日	十六年三月	同上
植物ヲ害ス重禁錮一月	十五年七月	同六十日	同年十二月	同三月	十五年八月	同上
闘殴懲役四十日	十四年一月	同六十年	十四年二月	同一年二月	十五年十月	同上
受寄財産費消答十	十三年十月不詳	同一百日	十四年八月	詐欺取財同老年	十五年七月	同上
同懲役拾年	八年九月不詳	同一百五日	十五年七月	詐欺取財同三月廿二日	十六年二月	同上
誣告杖七十	八年四月不詳	同二月	十五年七月	詐欺取財同老年	十五年十二月	同上
國事犯懲役五年	十年五月不明	同六月	十四年一月	強盜有期徒刑拾四年	十五年七月	同上
竊盜重禁錮六月	十五年四月	同六月	十五年四月	竊盜重禁錮二月十五日	十六年一月	同上
同二月	十五年十月	同六月	十五年八月	監視規則違反同五月	十五年十二月	同上
同七十日	十五年二月	同六月	同一年二月	強盜有期徒刑拾四年	十五年十二月	同上
同重禁錮二月	同一年七月	同上	同一年十二月	竊盜同八月	十六年二月	同上
同九年九月	同一年七月	同上	同一年七月	同老年	十五年二月	同上
					十五年二月	同上





六 十 月	同 杖 月	役 五 月	同 懲 一 月	同上 詳 七 年 月 不	杖 七 月	窃 盜 六 年 十一	刑 期 日 放 免 年 月	初 犯 罪 名 日 入 監 年 月
十 日	同 杖 月	役 五 月	同 懲 一 月	同上 詳 七 年 月 不	杖 八 詳 七 年 月 不	窃 盜 六 年 月 不	刑 期 日 放 免 年 月	再 犯 罪 名 日 入 監 年 月
同 年 五 月	同 杖 月	役 五 月	同 懲 十五 年 三 月	同上 詳 七 年 月 不	杖 八 詳 七 年 月 不	窃 盜 六 年 月 不	刑 期 日 放 免 年 月	三 犯 罪 名 日 入 監 年 月
月	同 費 二 月	財 物 寄 送	五 銅 重 日 十 禁 規 監 視	身 同 終	十年 懲 役	窃 盜 七 年 八 月	刑 期 日 放 免 年 月	四 犯 罪 名 日 入 監 年 月
同 年 九 月	月	十五 年 七 月	同 年 同 月	月 十五 年 九 月	テ 付 詳 八 年 月 放 收 免 癆 疾 ニ 不	不 十 減 四 等 ニ テ 放 免 年 月	刑 期 日 放 免 年 月	四 犯 罪 名 日 入 監 年 月
年	同 壱 月		月	同 六 月	ヶ月	同 六 年 三 月	ヶ月	初 犯 罪 名 日 入 監 年 月
				二十五 年 十 月		月 十六 年 一 月		

第八表

員人	背違則獄
20	男 スナヲ戯ノ似類博賭
11	男 煙 吸
4	男 蔓 包 錢 金
3	男 置 藏 物 食
1	男 嘘 再 物 食
4	男 贈 ヲ物 食 へ囚 食 減
2	男 ル 受 ヒ 貰 上 同
3	男 貰 ヲ物 食 テニ 先役 外
1	男 ス 借 貸 ヲ類 衣 私
1	男 ル 贈 テシ 製 ヲ物 犯ニ 密
1	男 状 書 発 ニ 密
1	男 励 勉 不 菜 工
8	男 ル 企 ヲ 走 逃
1	男 ヲトコノ 敬不ん 対ニ 丁押 斯為
1	男 サハ言テ 知ヲ 則犯ノ 人他ル
1	女 ル 入ニ 内監 ヲ物 制 禁
3	女 ル 受 貰 リヨ 囚他 ヲ 上 同
62	男 計 合
4	女

第九表

第十表

(1) 地方税からの支払が一五三七四円四一錢であるが、囚人の雇賃並に内役外役の収益が一〇三二円九一錢八厘あり、この分は県の収入になつてゐるから、実際の県地方税の負担は五〇五一円四九錢二厘である。「六歩七厘」というのは、地方税からの支払高の中、六七パーセントは監獄収入で補つてゐるという意味である。

(2) 再犯、三犯の者で「徒刑」囚が数人居る。徒刑の場合は、女をのぞき、内務省直轄の集治監に収容され府県管轄の地方監獄には居らぬ筈である（明治十五年刑法第十七条第十八条、明治十四年監獄則第一条第三条）。おそらく集治監へ送るまでの臨時の拘禁であろう。

別房	十五年ヨリ越	十六年自一月	十六年自一月	十六年四月
留置	ノ	至三月入場	至三月出場	一日現員
人員	男	女	男	女
二	一	一	一	一
三	〇	五	一	六
四	一	一	一	〇
五	一	一	一	一
六	一	一	一	一